

# 令和3年度埼玉県推奨候補図書募集要項

## 1 対象

別添「埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抄）」に該当すると認められる図書であって、原則として発刊後1年3か月以内のものを対象とします。（令和2年1月以降発刊のもの）

ただし、以下の図書は対象から除きます。

- (1) 全国学校図書館協議会が読書感想文コンクールの課題図書として選定した図書
- (2) 埼玉県学校図書館協議会の夏休み及び冬休みの推薦図書
- (3) 実用書及び図鑑、辞書、参考書、技巧書等、学習のために刊行された図書
- (4) 特定の政党、宗教団体、企業、主義主張等を支持、あるいは宣伝することを目的とした図書
- (5) 推奨時点において、廃刊・絶版等のため、入手困難になる恐れのある図書
- (6) 過去に埼玉県推奨図書として推奨された図書
- (7) その他、賞（例、本屋大賞、芥川賞、直木賞等）を受賞した図書、映画化、TVドラマ化等された（される）図書等、広く周知されている図書

## 2 推奨候補図書の対象区分

- (1) 乳幼児向け
- (2) 小学校低学年向け（1・2年生）
- (3) 小学校中学年向け（3・4年生）
- (4) 小学校高学年向け（5・6年生）
- (5) 中学生向け
- (6) 高校生・青年向け

## 3 推奨候補図書の応募方法

次のいずれかの様式を使用して、はがき・FAX・メールで応募してください。

- (1) 別添「令和2年度埼玉県推奨図書リーフレット」の最終ページに掲載されている応募用紙に必要事項を記入する。
- (2) 別添「令和3年度推奨候補図書応募用紙」に必要事項を記入する。

## 4 応募先

埼玉県県民生活部青少年課 健全育成支援担当 宛て

住所 〒 330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-2907

FAX 048-830-4754

E-mail a2905-01@pref.saitama.lg.jp

## 5 応募期限

令和3年3月5日（金）（当日消印有効）

## 6 推奨予定時期

令和3年10月中旬

## 7 留意事項

- (1) 過去に申し出たが推奨に至らなかった図書は、再度申し出ないでください。
- (2) 上・中・下などに分かれている「続きもの」については、全作品がそろった時点で受け付けるものとします。ただし、内容が一巻ずつ読み切りになっている作品は、一巻ずつ受け付けます。
- (3) 「埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抄）」の項目について、バランスよく推奨したいと考えております。例年、高校生・青年の部及び「3(イ) 郷土や伝統を愛し、それらの良さを認識するのに役立つもの」の応募数が少ないので、特に応募を希望しております。

## 8 お問い合わせ

この件に関するお問い合わせは、下記担当までお願いいたします。

担 当	埼玉県青少年課 健全育成支援担当 志治 慎由
住 所	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
電 話	048-830-2907
F A X	048-830-4754
メール	a2905-01@pref.saitama.lg.jp

## 「埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抄）」

(昭和58年10月1日 施行)

(平成16年1月20日 改定)

(平成29年2月9日 改定)

(令和元年9月12日 改定)

埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）  
第10条の規定に基づく優良な図書等、映画及び演劇の推奨の認定基準は、次のとおりとする。

## (1) 豊かな人間性を養う

ア 思いやりや社会性、倫理観や正義感などを養うもの

イ 「生命の大切さ」の心情や意識を高めるもの

ウ 社会の一員としての自覚を高め、社会参加の精神を養うもの

エ 言葉、表現等に親しみ、楽しむことで情操を高めるもの

## (2) 生きる力を育む

ア 思考力、判断力、創造力、問題解決能力などを育むもの

イ 人間としての在り方生き方を考えるきっかけとなるもの

## (3) 知識・教養を深めるもの

ア 自然や科学、スポーツ、文化芸術などへの興味関心を高め、理解を深めるもの

イ 郷土や伝統を愛し、それらの良さを認識するのに役立つもの

ウ 国際感覚を養い、国際理解に役立つもの

エ 多様性を理解し、共生意識を高めるもの

オ 健やかな発達・成長のため、基本的な生活習慣や態度を養うもの

## (4) その他

ア その他青少年の健全育成に特に役立つもの